

## 地域密着型サービスの概要

### 1 地域密着型サービスの創設

介護保険法の改正により、要介護者の住み慣れた地域での生活を支えるため、身近な市町村で提供される「地域密着型サービス」が平成18年4月に創設された。

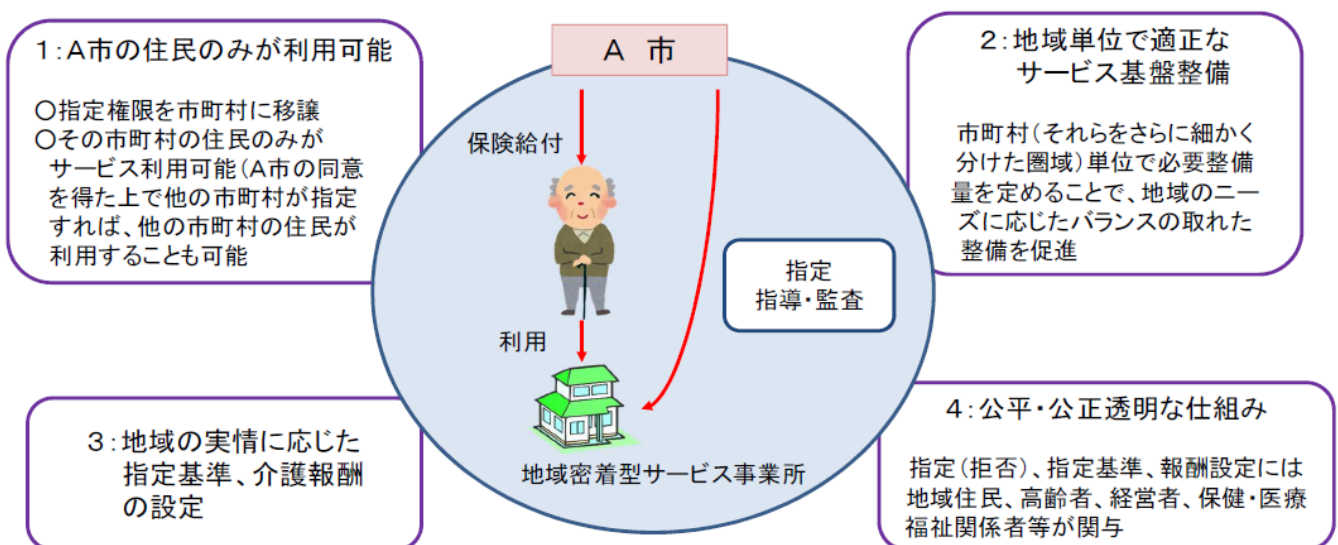
地域密着型サービスの特徴は次のとおり。

- ・ 指定権者が市町村である
- ・ 利用対象者はその地域に住む住民のみ
- ・ 施設は地域住民との交流がもてる立地に建てられる

なお、地域密着型サービスの事業を行う事業者は、その事業所が所在する市町村から指定を受ける必要がある（介護保険法第78条の2）。また、指定を行う時は「介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない（介護保険法第78条の2第7項）」とされていることから本委員会では指定について協議することとしている。

## 地域密着型サービスの創設

要介護者の住み慣れた地域での生活を支えるため、身近な市町村で提供されることが適当なサービス類型（＝地域密着型サービス）を創設



出典：厚生労働省ホームページ「地域密着型サービスの概要」

2 地域密着型サービスの種類（出典：福祉・保健・医療の総合情報サイト「WAMNET」）

1	定期巡回・随時対応型訪問介護看護…次のサービスを適切に組み合わせて提供する。
	① 定期巡回サービス…訪問介護員等が、定期的に利用者の居宅を巡回して、入浴、排せつ、食事等といった日常生活上の世話を行う。
	② 随時対応サービス…オペレーターが通報を受け、利用者の状況に応じてサービスの手配を行う。
	③ 随時訪問サービス…オペレーターからの要請を受けて、随時、訪問介護員等が利用者の居宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等といった日常生活上の世話を行う。
	④ 訪問看護サービス…看護師等が利用者の居宅を訪問して、療養上の世話または診療の補助を行う。
2	夜間対応型訪問介護
	夜間において、①定期的な巡回による訪問介護サービス、②利用者の求めに応じた随時の訪問介護サービス、③利用者の通報に応じて調整・対応するオペレーションサービスを行う。
3	地域密着型通所介護
	日中、利用定員18人以下の小規模のデイサービスセンターなどに通ってもらい、食事、入浴、その他の必要な日常生活上の支援や生活機能訓練などを日帰りで提供するサービスで、利用者の心身機能の維持向上と、利用者の家族負担の軽減を図る。
4	認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護
	デイサービスセンターや特別養護老人ホームなどにおいて、通所してきた認知症の利用者に対して、入浴、排せつ、食事等の介護や生活等に関する相談、健康状態の確認、機能訓練（リハビリテーション）等を行う。
5	小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護
	通いによるサービスを中心にして、利用者の希望などに応じて、訪問や宿泊を組み合わせ、入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の世話、機能訓練（リハビリテーション）を行う。
6	認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護
	認知症の高齢者が共同で生活する住居において、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練を行う。
	少人数（5人～9人）の家庭的な雰囲気の中で、症状の進行を遅らせて、できる限り自立した生活を送れるようにすることを目指している。
7	地域密着型特定施設入居者生活介護
	介護保険の指定を受けた入所定員が29人以下の介護付有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅などが、入居している利用者に対して入浴・排せつ・食事等の介護、その他必要な日常生活上の支援を行う。
8	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
	定員が29人以下の特別養護老人ホームに入所している利用者に対して、入浴・排せつ・食事等の介護といった日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話を行う。
9	看護小規模多機能型居宅介護
	「小規模多機能型居宅介護」と「訪問看護」を組み合わせ提供するサービスで、要介護度が高く、医療的なケアを必要とする人が、住み慣れた家や地域で安心して生活できるよう支援する。